

京都市告示第297号

地方税法第20条の5の2第1項及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人及び主たる事務所又は事業所を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの並びに当該地域に事務所又は事業所を有する者で当該地域に源泉徴収に係る所得税の納税地があるものに係るもの（当該事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。）で、その期限が令和2年7月4日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める日まで延長します。

令和2年8月31日

京都市長 門川 大作

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	人吉市, 球磨郡球磨村, 球磨郡山江村, 球磨郡相良村, 球磨郡錦町, 球磨郡あさぎり町, 球磨郡多良木町, 球磨郡湯前町, 球磨郡水上村, 球磨郡五木村, 八代市坂本町, 葦北郡芦北町

(行財政局税務部税制課)